

札幌市受動喫煙対策 ハンドブック

施設
管理者編

第1章 受動喫煙防止の必要性と求められる対策

- 1 改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例 …………… 22
- 2 規制の対象となるたばこ …………… 22
- 3 管理権原者等の主な責務 …………… 23
- 4 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策 …………… 25

第2章 第一種施設に求められる受動喫煙対策

- 1 病院・行政機関の庁舎など …………… 26
- 2 大学・児童福祉施設など …………… 26
- 3 幼稚園～高校、保育所など …………… 27
- 4 特定屋外喫煙場所の要件 …………… 27

第3章 第一種施設以外の施設に求められる受動喫煙対策

- 1 受動喫煙対策の区分の概要 …………… 28
- 2 各施設が選択できる受動喫煙対策について …………… 30

第4章 受動喫煙対策の区分ごとの説明

- 1 屋内禁煙とする場合
 - ①屋内禁煙 …………… 32
- 2 施設の屋内に喫煙室等を作る場合のたばこの煙の流出防止の技術的基準
 - ②喫煙専用室設置施設 …………… 35
 - ③指定たばこ専用喫煙室設置施設 …………… 36
 - ④喫煙可能室設置施設(店舗の一部に喫煙可能室を設置する飲食店) …………… 37
 - ⑤喫煙可能店(店舗の全部を喫煙可能室とする飲食店) …………… 38
 - ⑥喫煙目的室設置施設(店舗の一部に喫煙目的室を設置する飲食店) …………… 39
 - ⑦喫煙目的店(店舗の全部を喫煙目的室とする飲食店) …………… 40
 - ⑧喫煙目的室設置施設(店舗の一部で喫煙可能なたばこ販売店) …………… 41
 - ⑨喫煙目的店(店舗の全部で喫煙可能なたばこ販売店) …………… 42
 - ⑩公衆喫煙所 …………… 43
- 3 旅客運送事業自動車等 …………… 43

はじめに

「さっぽろ受動喫煙対策ハンドブック 施設管理者編」では、「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正健康増進法」という。）及び北海道受動喫煙防止条例に基づき、札幌市内に所在する施設の管理権原者等が対応すべき事項について、まとめました。

施設を管理される立場の皆様にお読みいただき、必要な対策を正しく実施していただくようお願いいたします。

第1章

受動喫煙防止の必要性和求められる対策

受動喫煙は脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)との因果関係が明らかであることが報告されています。

施設管理者が施設内の喫煙できる場所の所在を明確にすることによって、可能な限り利用者等が自らの判断で受動喫煙を避けることができるよう、環境の整備を進めることが求められています。また、20歳未満の人の喫煙できる場所への立入禁止など法令で定める事柄を順守することによって、受動喫煙による健康への影響を受けやすい人を守ることを求められています。

1 改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例

(1)改正健康増進法

改正健康増進法が2018年(平成30年)7月に公布され、2020年(令和2年)4月から全面施行されることにより、多数の人が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が構すべき措置等について定められました。

また、喫煙する際や喫煙できる場所を設けようとする際には、周囲に受動喫煙を生じさせることがないように配慮する義務があります。

(2)北海道受動喫煙防止条例

北海道受動喫煙防止条例(以下「道条例」という。)は、2020年(令和2年)3月に公布され、2020年(令和2年)4月以降、段階的に施行されます。

2 規制の対象となるたばこ

- 葉たばこを原料の全部又は一部とし喫煙用に供し得る状態で製造された製造たばこなど。

例) 紙巻たばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプ、水たばこなど

3 管理権原者等の主な責務

改正健康増進法及び道条例において、「管理権原者」とは、施設の受動喫煙防止の取組についての方針の判断や決定を行う立場にある人であり、法令で定める義務の履行に必要な施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する人を指します。「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上、現場の管理を行っている人を指します。

管理権原者・管理者には、受動喫煙を防止するための責務があります。主な責務は以下のとおりです。

●喫煙器具・設備等の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙するための器具や設備等を設置してはなりません。

●喫煙室等の技術的基準の適合

喫煙室等を設置する場合は、たばこの煙の流出防止の技術的基準に適合するよう維持しなければなりません。

●標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、施設の主な出入口の見やすい場所にその旨を示す標識と、施設内の喫煙できる場所の出入口に喫煙できる場所であることや20歳未満の人は立入禁止である旨を示す標識を掲示しなければなりません。

なお道条例に基づき、飲食店及び喫茶店は、店内禁煙である場合もその旨の標識の掲示が必要となる予定です。

●20歳未満の人を喫煙することができる場所へ立ち入らせないこと

喫煙することができる場所には、20歳未満の人(従業員等を含む)を立ち入らせてはいけません。

●喫煙者への喫煙の中止等の依頼(努力義務)

喫煙してはいけない場所で喫煙している(または喫煙しようとしている)者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

職業安定法により、従業員の募集を行う者に対し、就業の場所における受動喫煙防止のための措置について、募集や求人申込の際に明示することが義務付けられています。

違反した場合

札幌市保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合があります。立入検査への対応も、施設管理権原者等の義務です。

立入検査では、以下の内容を想定しています。

- 受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること。
- 職員が特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況を確認することや施設区分の判断基準となる書類等の提出を求めること。
- 関係者に質問すること。

管理権原者等の義務違反があった場合の保健所の対応について

※P45に違反行為と処分内容等の一覧表を掲載しています。

義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※)
喫煙器具・設備等の撤去等	○	○	○(50万円以下)
喫煙室等の技術的基準の適合	○	○	○(50万円以下)
標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
標識の除去	○	—	○(30万円以下)
立入検査等への対応	—	—	○(20万円以下)
20歳未満の人の喫煙室等への立入禁止	○	—	—
【喫煙目的室設置施設限定】 施設要件の適合	○	○	○(50万円以下)
【喫煙目的室設置施設・ 喫煙可能室設置施設限定】 書類の保存	○	—	○(20万円以下)
【喫煙専用室以外の喫煙することが できる室を設置している施設限定】 広告・宣言の際に明記	○	—	—

※過料は、悪質な違反者について、保健所が地方裁判所に通知し、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

4 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策

施設区分	対象となる施設の概要	求められる対策の概要
第一種施設	学校、病院、薬局、 児童福祉施設、 行政機関の庁舎など	原則敷地内禁煙（敷地内の屋内及び屋外での禁煙を原則とする） 例外として、敷地内の屋外に設置された特定屋外喫煙場所でのみ喫煙することができる。
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	原則屋内禁煙（施設の屋内での禁煙を原則とする） 例外として、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準※を満たし、施設管理者等が喫煙できる場所として定めた場所でのみ喫煙することができる。
		（改正健康増進法全面施行以前から営業している小規模飲食店には経過措置あり）
喫煙目的施設	<ul style="list-style-type: none"> ● たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たした、喫煙をサービスの目的とする飲食店 ● 店内で喫煙可能なたばこ販売店 ● 公衆喫煙所 	喫煙目的施設等からの、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準※に適合させること。

バス、タクシー、航空機、鉄道、船舶については、43ページをご覧ください。

※改正健康増進法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準については32～34ページをご覧ください。

改正健康増進法の規制対象とならない場所等

- 第一種施設の敷地内を除く屋外※
- 住居、入居施設の個室、寮の個室などプライベートな居住場所（施設の多床室や寮の相部屋、共用部分などは、施設の区分に応じた改正健康増進法の適用を受けます）
- ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室

※施設の屋内とは、外気の流入が妨げられる場所として、①屋根がある建物であり、②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所です。これに該当しない場所は屋外となります。

規制の対象とならない場所であっても、改正健康増進法では周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。

また、「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」では、禁止行為が定められている区域があります。（44ページ参照）条例違反とならないよう留意してください。

第2章

第一種施設に求められる受動喫煙対策

1 病院・行政機関の庁舎など

対象となる施設の例

- 病院、診療所、助産所、薬局
- 介護老人保健施設及び介護医療院
- 難病相談支援センター
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師が業務を行う施術所
- 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎
(行政機関がその事務を処理するために使用する施設や法律で設置することが定められている施設など)

規制内容

- 屋内に喫煙場所を作ることはいけません。
- 敷地内の屋外に喫煙場所を作る場合は、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。

2 大学・児童福祉施設など

対象となる施設の例

- 大学(大学院のみの施設は除く。)
- 高等専門学校、専修学校及び各種学校(20歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- 各種養成施設
- 児童福祉施設
児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(27ページの3で対象となるものを除く。)のほか、障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援もしくは保育所等訪問支援のみを行う事業またはこれらのみを行う事業を除く。)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設など
- 少年院及び少年鑑別所

規制内容

- 屋内に喫煙場所を作ることはいけません。
- 敷地内の屋外に喫煙場所を作る場合は、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。

3 幼稚園～高校、保育所など

対象となる施設の例

- 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- その他これらに準ずるもの(認定こども園、認可外保育施設など)

規制内容

- 屋内に喫煙場所を作ることはいけません。
- 敷地内の屋外に喫煙場所を作らないようにしなければなりません。(道条例)
2021年(令和3年)4月～

4 特定屋外喫煙場所の要件

- ① 第一種施設の敷地内の屋外の場所であること。
- ② 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。(例: 建物の裏や屋上など)
利用者が通常立ち入らない場所であっても、近隣の施設に隣接する場所などは受動喫煙を生じさせないように配慮する義務に欠けますので、設置場所として適切ではありません。
- ③ 喫煙することができる場所が区画※されていること。
※区画とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであることが必要です。柵やパーテーションで囲うことの他に、地面にラインを引くなどの方法も考えられますが、通年で使用する場合は降雪期にも明確に区別できるような配慮をお願いいたします。
- ④ 喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
※標識の例⇒ 札幌市ホームページからダウンロードすることができます。



喫煙することができるたばこの種類

紙巻たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

(標識の例)※

第3章

第一種施設以外の施設に求められる受動喫煙対策

1 受動喫煙対策の区分の概要

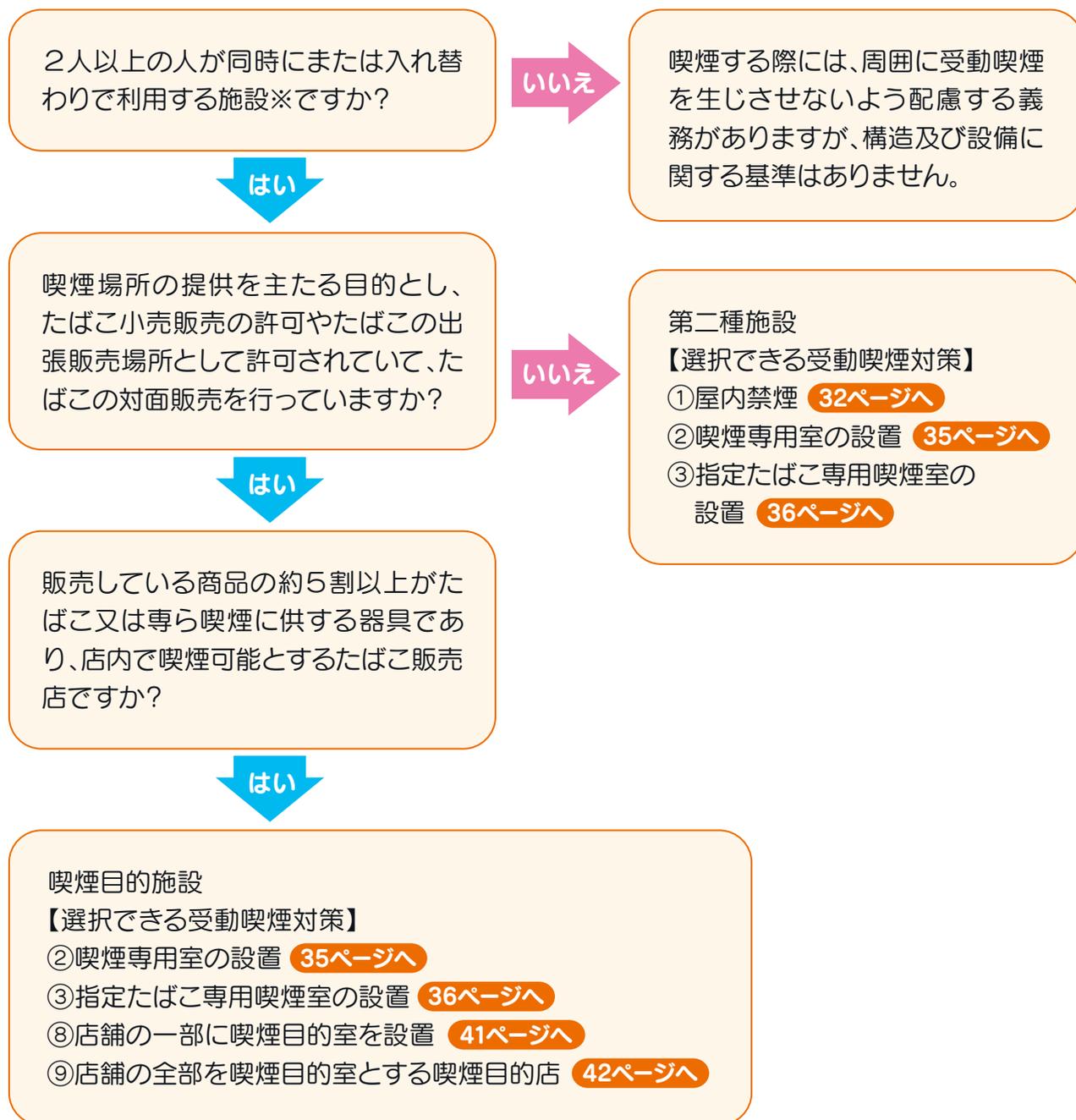
	受動喫煙対策の区分	必要な要件等
①	屋内禁煙 32ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 特になし
②	喫煙専用室設置施設 35ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 喫煙専用室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合
③	指定たばこ※専用喫煙室設置施設 36ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 指定たばこ専用喫煙室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 <p>※改正健康増進法における「指定たばこ」は「加熱式たばこ」と定められています。</p>
④	喫煙可能室設置施設 (既存飲食店のみ) 37ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 2020年(令和2年)3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可を取得している飲食店。● 客席の床面積の合計が100㎡以下● 個人または中小企業(資本金または出資の総額が5,000万円以下)による経営● 喫煙可能室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合
⑤	喫煙可能店 (既存飲食店のみ) (施設全体を喫煙可能室とする) 38ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 2020年(令和2年)3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可を取得している飲食店。● 客席の床面積の合計が100㎡以下● 個人または中小企業(資本金または出資の総額が5,000万円以下)による経営● たばこの煙が流出しないように、施設以外の場所との区画をすること。(壁、天井、扉等で仕切られていること)
⑥	喫煙目的室設置施設 (飲食店) 39ページへ	<ul style="list-style-type: none">● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。● 飲食の営業許可を取得している飲食店。● 通常主食と認められる食事を主として提供していない。● 喫煙目的室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合

⑦	喫煙目的店 (飲食店) (施設全体を 喫煙目的室とする) 40ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。 ● 飲食の営業許可を取得している飲食店。 ● 通常主食と認められる食事を主として提供していない。 ● 喫煙目的店の出入口が屋内に面している場合は、喫煙目的店からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 ● 喫煙目的店の出入口が屋外に面している場合は、施設以外の場所と店内を扉等で隔てることが望ましい。
⑧	喫煙目的室設置施設 (たばこ販売店) 41ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。 ● 店舗の商品陳列棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超える。 ● 喫煙目的室からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合
⑨	喫煙目的店 (たばこ販売店) (施設全体を 喫煙目的室とする) 42ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙場所の提供を主目的とし、たばこ小売販売業やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。 ● 店舗の商品陳列棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超える。 ● 喫煙目的店の出入口が屋内に面している場合は、喫煙目的店からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 ● 喫煙目的店の出入口が屋外に面している場合は、施設以外の場所と店内を扉等で隔てることが望ましい。
⑩	公衆喫煙所 43ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の屋内の場所の全部を専ら喫煙する場所とするものであること。 ● 広く一般に利用できるようになっていること。 ● 公衆喫煙所の出入口が屋内に面している場合は、公衆喫煙所からの「たばこの煙の流出防止の技術的基準」の適合 ● 公衆喫煙所の出入口が屋外に面している場合は、施設以外の場所と店内を扉等で隔てることが望ましい。

2 各施設が選択できる受動喫煙対策について

(1) 飲食の営業許可を取得していない施設(第一種施設を除く)

管理する施設で選択できる受動喫煙対策の区分は、以下のフローチャートで確認してください。
飲食店等の営業許可を取得している場合は、[31ページへ](#)



※改正健康増進法及び道条例において、受動喫煙防止を図る対象となる施設は、「多数の人が利用する施設等」です。

「多数の人が利用する施設」とは、「2人以上の人が同時にまたは入れ替わりで利用する施設」と定義されています。そのため、個室で1人の客にだけサービスを行う施設も、客が入れ替わり利用するため、多数の人が利用する施設に該当します。また、店舗営業だけではなく、部外者が来ない事務所や工場等も対象となります。

(2) 飲食の営業許可を取得している施設(第一種施設を除く)

客が飲食するためのテーブルなどの設備を設けていますか？

いいえ

第二種施設

【選択できる受動喫煙対策】

- ①屋内禁煙 **32ページへ**
- ②喫煙専用室の設置 **35ページへ**
- ③指定たばこ専用喫煙室の設置 **36ページへ**

はい

喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売を行っていますか？

いいえ

以下の要件に全てあてはまりますか？

- A 飲食の営業許可日が2020年(令和2年)3月31日以前である
- B 店内の客席の床面積の合計は100㎡以下である
- C 個人または中小企業(資本金または出資の総額が5000万円以下)が経営している

はい

店内で調理した主食※を、主として提供しない店ですか？

いいえ

はい

喫煙目的施設

【選択できる受動喫煙対策】

- ②喫煙専用室の設置 **35ページへ**
- ③指定たばこ専用喫煙室の設置 **36ページへ**
- ⑥店舗の一部に喫煙目的室を設置 **39ページへ**
- ⑦店舗の全部を喫煙目的室とする喫煙目的店 **40ページへ**

第二種施設のうち既存特定飲食提供施設

【選択できる受動喫煙対策】

- ①屋内禁煙 **32ページへ**
- ②喫煙専用室の設置 **35ページへ**
- ③指定たばこ専用喫煙室の設置 **36ページへ**

改正健康増進法の経過措置として

- ④店舗の一部に喫煙可能室の設置 **37ページへ**
- ⑤店舗の全部を喫煙可能室とする喫煙可能店 **38ページへ**

※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類以外)、麺類等が主に該当します。

第4章

受動喫煙対策の区分ごとの説明

1 屋内禁煙とする場合

① 屋内禁煙

施設の屋内を完全に禁煙とする。

施設管理権原者の義務

飲食店及び喫茶店については、禁煙である旨の標識掲示が必要です。(道条例)

施設の屋外に喫煙場所を設ける場合は、周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮してください。



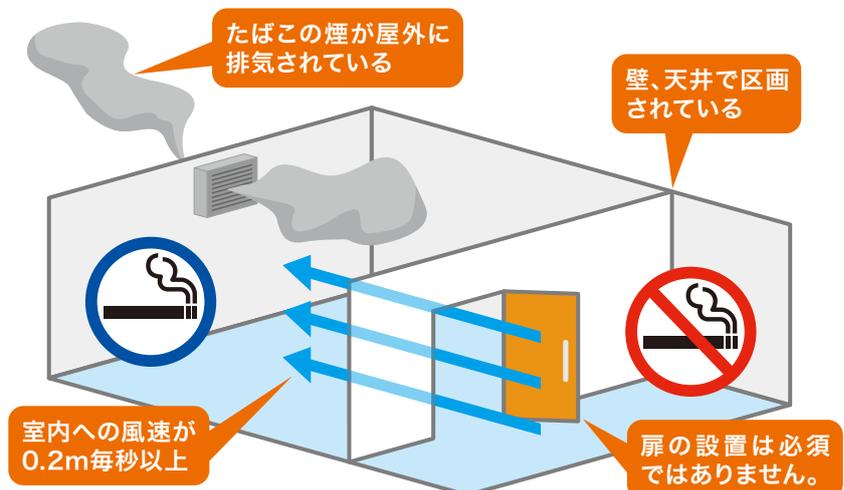
(標識の例)

2 施設の屋内に喫煙室等を作る場合のたばこの煙の流出防止の技術的基準

※喫煙室等を設置する際には、建築基準法・消防法・風営法(対象施設のみ)の規定もご確認ください。

A【喫煙室外へのたばこの煙の流出防止措置(=一般的基準)】

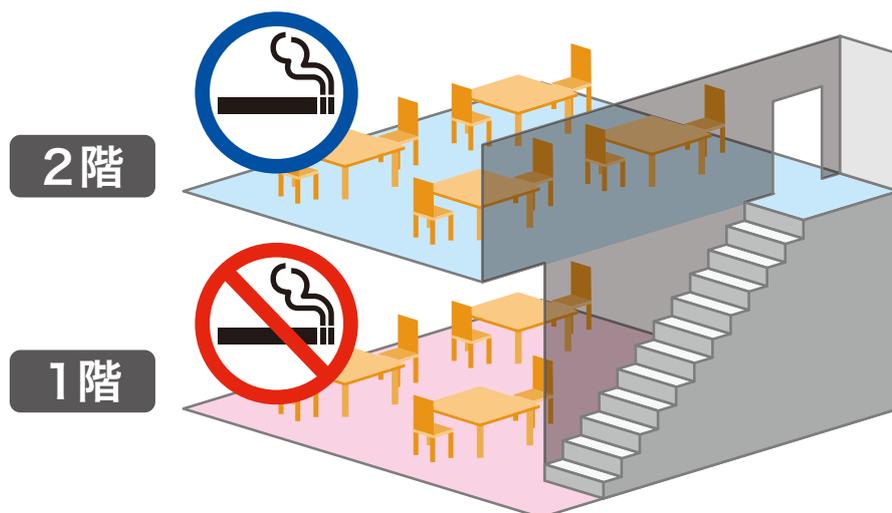
- ①喫煙室の(扉がある場合は、扉を開放した状態の)出入口の開口面において、喫煙室の外側から喫煙室内に流入する空気の風速が0.2m毎秒以上であること。
- ②たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む)が、喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、建物に固定した壁、天井、ガラス窓等を含む、たばこの煙を通さない材質、構造によって、床面から天井まで仕切られた状態で区画されていること。
- ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。



B【フロア分煙】

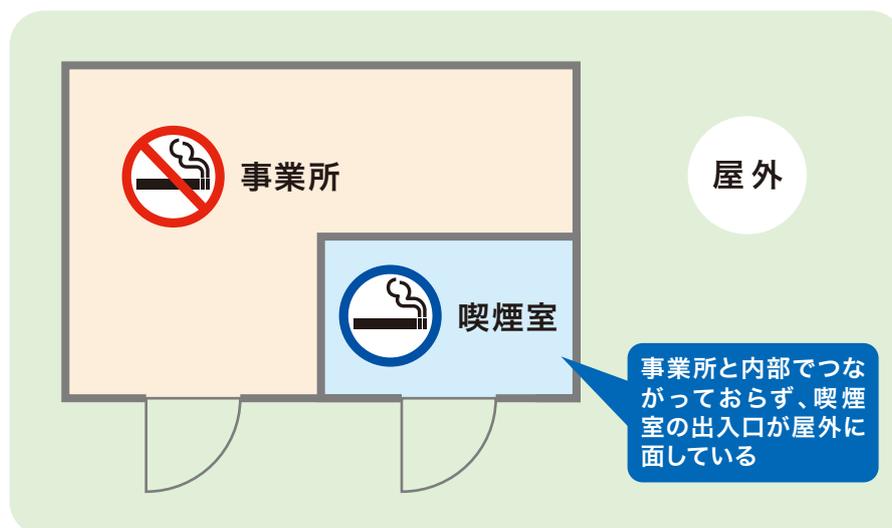
施設内が複数階に分かれている場合は、喫煙することができる階から喫煙してはならない階にたばこの煙が流出しないよう、壁・天井等で区画されていることによって、喫煙することができる階と喫煙してはならない階を分ける取扱も可能です。その場合は、たばこの煙は上に上ることから、喫煙することができる階を上階にするようにしてください。

フロア間が吹き抜けているような場合や、吹き抜けの階段があるような場合は、壁や天井等で区画されているとみなせないため、フロア分煙の取扱はできません。



C【喫煙室の室外が屋外である場合】

喫煙専用室のたばこの煙の流出防止に係る一般的基準の適用はありませんが、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙室内と室外を扉等で隔てる措置が望ましいです。



D【技術的基準に関する経過措置】

2020年(令和2年)4月1日時点の既存建築物等であって、建築物の構造上新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等の、施設の管理権原者の責めに帰することができない理由によって、一般的基準が満たせない場合は、技術的基準に関する経過措置を適用することができます。

技術的基準に関する経過措置は、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同程度にたばこの煙の流出の防止ができる必要があります。

具体的には、次のア、イの要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。)に排気されるものであることをいいます。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること

なお、技術的基準の経過措置はたばこの煙の浄化という観点から必要となる要件についてのものであり、喫煙専用室等の出入口の開口面で 0.2m 毎秒以上の風速を確保する要件や壁や天井等による区画の要件を緩和するものではありません。

よって、技術的基準の経過措置を適用する場合でも、出入口の開口面における風速 0.2m 毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が必要です。また、当該ブースから室外に排気された気体について、換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。



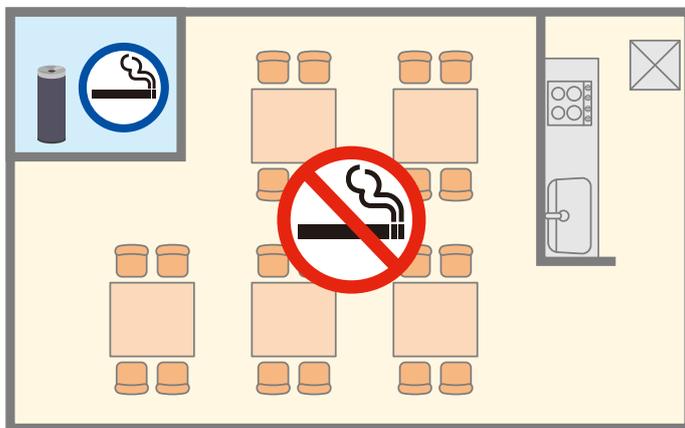
技術的基準の経過措置を利用する場合は、施設の出入口に掲示する標識に「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し(喫煙専用室等の)室外に排気している旨」を記載することとなっています。

②喫煙専用室設置施設

施設の一部に、喫煙専用の部屋を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。
喫煙専用室内では、喫煙以外の行為はできません。

施設管理権原者の義務

- 喫煙室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能ですが、Bフロア分煙を選択した場合、喫煙以外の行為はできないフロアとなります。
- 施設の主たる出入口と喫煙専用室に標識を掲示すること。
施設の主たる出入口には、「喫煙専用室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙専用室の出入口には、「専ら喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 喫煙専用室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設内の喫煙専用室を廃止したときは、直ちに標識を除去すること。（標識の除去の義務は、次ページ以降③～⑩の喫煙することができる場所を設けた場合、全てにあてはまります。）



(施設イメージ図)



(標識の例)

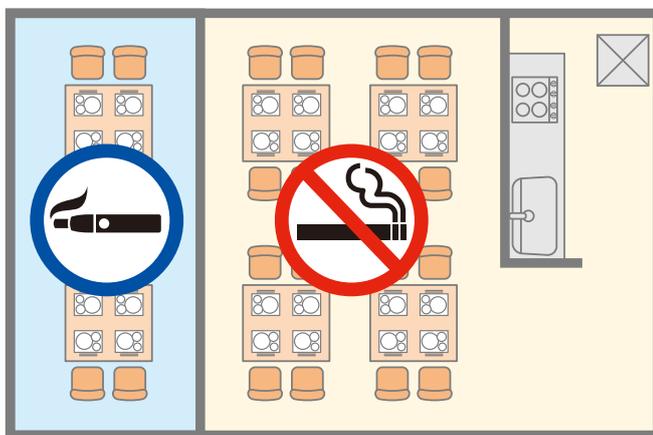
③ 指定たばこ専用喫煙室設置施設

施設の一部に、指定たばこ(=加熱式たばこ)専用の部屋を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。ただし、店舗の客席(事務所等においては執務室)以外のところを禁煙にし、客席(執務室)の全てを指定たばこ専用喫煙室にすることは、改正健康増進法の趣旨に沿わないため認められません。

指定たばこ専用喫煙室内では、加熱式たばこのみ喫煙することができ、改正健康増進法の経過措置として当面の間、喫煙以外の行為(飲食等)もできますが、事務所等で従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室にすることは、望まない受動喫煙を防止する観点から望ましくありません。

施設管理権原者の義務

- 指定たばこ専用喫煙室外へのたばこの煙の流出防止措置(=技術的基準)に適合させること。流出防止措置の方法はABCD(32~34ページ)いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と指定たばこ専用喫煙室に標識を掲示すること。
施設の主たる出入口には、「指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨」を記載した標識を、指定たばこ専用喫煙室の出入口には、「指定たばこのみ喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 指定たばこ専用喫煙室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室設置施設である旨を明らかにすること。



(施設イメージ図)



(標識の例)

④喫煙可能室設置施設（店舗の一部に喫煙可能室を設置する飲食店）

改正健康増進法の経過措置として、一部の飲食店のみに認められたものになります。

施設の一部に、喫煙可能な部屋を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。喫煙可能室内では、たばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできます。

喫煙可能室設置施設を選択する場合は、札幌市保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出するようにしてください。（提出は義務ではありませんが、提出した場合は標識ステッカーを交付します。）

喫煙可能室の設置を選択できる施設の要件

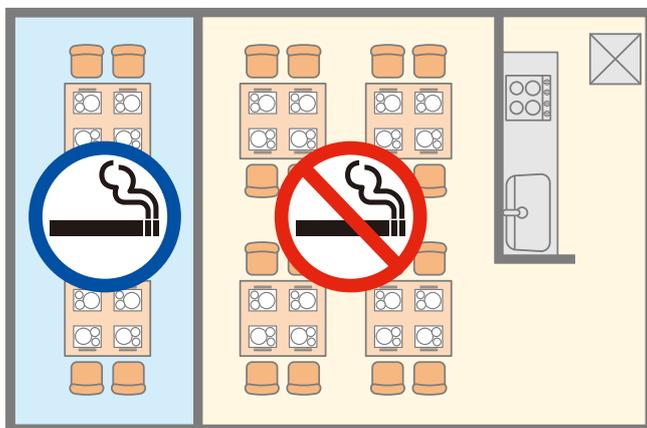
以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

- 2020年（令和2年）3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可があり、テーブル等の設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている。
- 個人経営または中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下）が経営するものである。
- 客席※部分の床面積の合計が100㎡以下である。

※「客席」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

施設管理権原者の義務

- 喫煙可能室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と喫煙可能室に標識を掲示すること。
施設の主たる出入口には、「喫煙可能室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙可能室の出入口には、「喫煙することができる場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を記載しなければなりません。
- 喫煙可能室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設である旨を明らかにすること。
- 店舗の客席部分の床面積に係る資料、資本金の額又は出資の総額に係る資料を保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

⑤喫煙可能店（店舗の全部を喫煙可能室とする飲食店）

改正健康増進法の経過措置として、一部の飲食店のみに認められたものになります。

施設の全部を、喫煙可能室とし、店内の全ての客席でたばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできる施設です。

喫煙可能店を選択できる施設の要件

以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

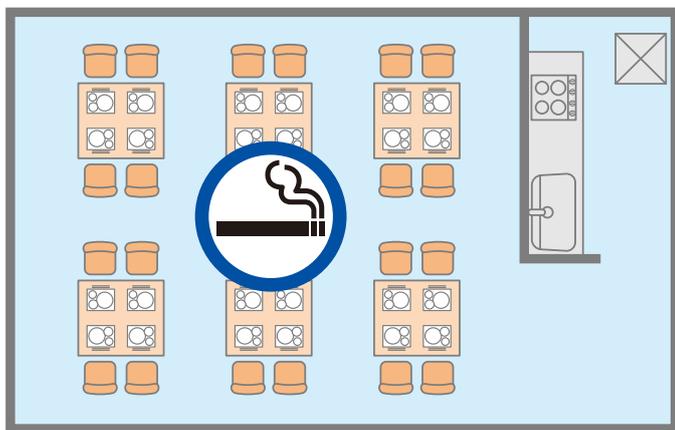
- 2020年（令和2年）3月31日以前の営業許可日の飲食の営業許可があり、テーブル等の設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている。
- 個人経営または中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下）が経営するものである。
- 客席※部分の床面積の合計が100㎡以下である。

※「客席」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

喫煙可能店を選択する場合は、札幌市保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出するようにしてください。（提出は義務ではありませんが、提出した場合は標識ステッカーを交付します。）

施設管理権原者の義務

- 店内からのたばこの煙の流出防止措置として、店舗が店舗以外の場所と壁、天井、扉等で仕切られていること。（商業施設のテナントなどで、共用部分との間に壁や扉等がない場合や吹き抜けとなっている場合は、喫煙可能店を選択できる施設の要件に該当しても、店内全てを喫煙可能とすることはできません。）
- 施設の主たる出入口に標識を掲示すること。
施設の主たる出入口に、「喫煙することができる場所である旨」「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 店内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、店内全てが喫煙可能室である旨を明らかにすること。
- 店舗の客席部分の床面積に係る資料、資本金の額又は出資の総額に係る資料を保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

⑥喫煙目的室設置施設（店舗の一部に喫煙目的室を設置する飲食店）

施設の一部に、喫煙目的室を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。
喫煙目的室内では、たばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできます。

喫煙目的室の設置を選択できる施設の要件

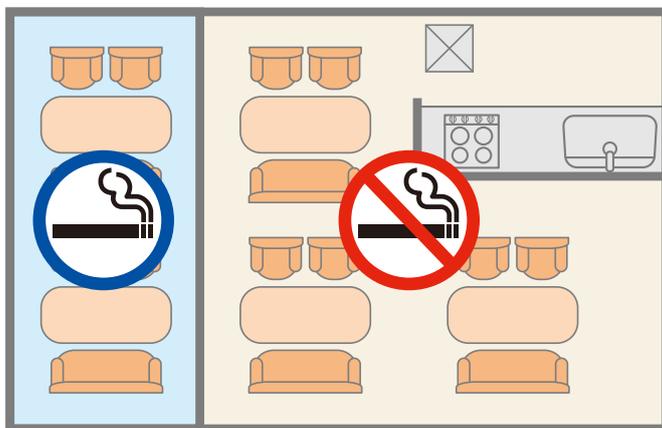
以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません。）
- テーブル等の設備を設けて客に飲食させる営業を行っている。
- 通常主食※と認められる食事を主として提供していない。

※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類以外）、麺類等が主に該当します。

施設管理権原者の義務

- 喫煙目的室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と喫煙目的室に標識を掲示すること。
施設の主たる出入口には、「喫煙目的室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙目的室の出入口には、「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 喫煙目的室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

⑦喫煙目的店（店舗の全部を喫煙目的室とする飲食店）

施設の全部を、喫煙目的室とし、店内の全ての客席でたばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできる施設です。

喫煙目的店を選択できる施設の要件

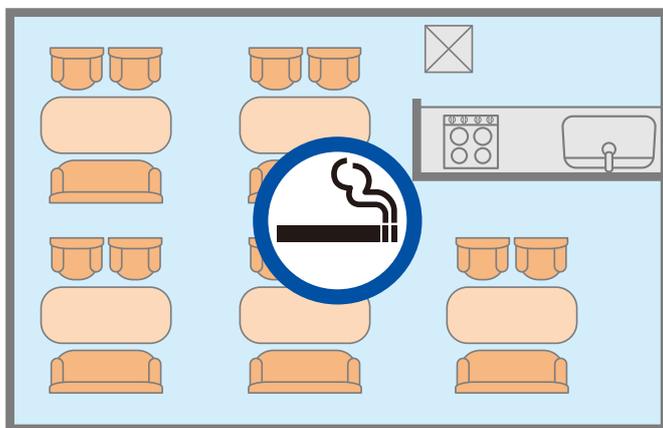
以下の3つの要件の全てに該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません）
- テーブル等の設備を設けて客に飲食させる営業を行っている。
- 通常主食※と認められる食事を主として提供していない。

※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類以外）、麺類等が主に該当します。

施設管理権原者の義務

- 喫煙目的店外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はACD（32～34ページ）の選択が可能です。
- 施設の主たる出入口に「喫煙を目的とする場所である旨」「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示すること。
- 喫煙目的店内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。



（施設イメージ図）



（標識の例）

⑧喫煙目的室設置施設（店舗の一部で喫煙可能なたばこ販売店）

施設の一部に、喫煙目的室を作り、それ以外の場所は禁煙とする施設です。喫煙目的室内では、たばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為（飲食等）もできます。

喫煙目的室の設置を選択できる施設の要件

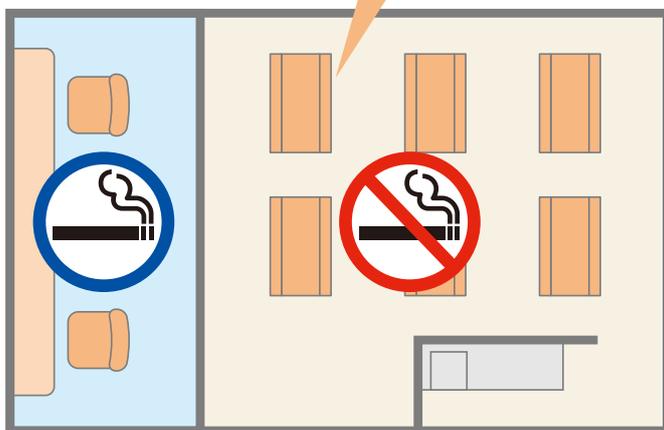
以下の要件の全てに該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません）
- 店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこまたは専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えている。

施設管理権原者の義務

- 喫煙目的室外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はABCD（32～34ページ）いずれも選択可能です。
- 施設の主たる出入口と喫煙目的室に標識を掲示すること。
施設の主たる出入口には、「喫煙目的室が設置されている旨」を記載した標識を、喫煙目的室の出入口には、「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 喫煙目的室内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。

商品陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割を超えていること



（施設イメージ図）



（標識の例）

⑨喫煙目的店（店舗の全部で喫煙可能なたばこ販売店）

施設の全部を、喫煙目的室とし、店内の全ての場所でたばこ全般の喫煙をしながら喫煙以外の行為もできる施設です。

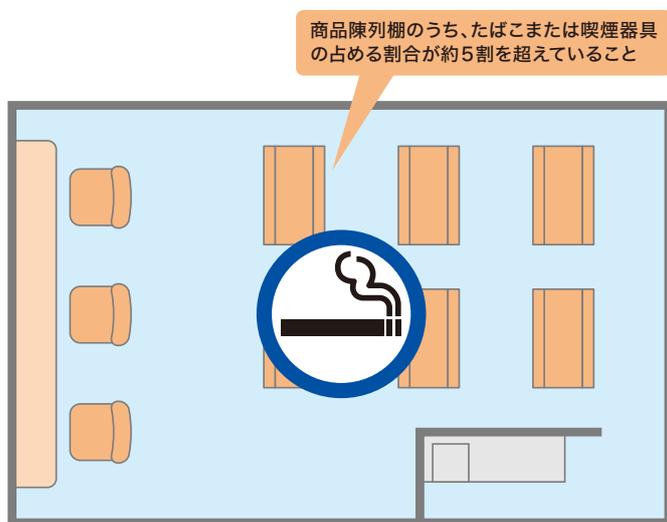
選択できる施設の要件

以下の要件に該当する必要があります。

- 喫煙場所の提供を主たる目的とし、たばこ小売販売業の許可やたばこの出張販売場所として許可されていて、たばこの対面販売をしている。（自動販売機のみによるたばこの販売は、対面販売に該当しません。）
- 店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこまたは専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えている。

施設管理権原者の義務

- 喫煙目的店外へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はACD(32～34ページ)の選択が可能です。
- 施設の主たる出入口に「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示すること。
- 喫煙目的店内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。
- 施設の営業について広告や宣伝をするときは、喫煙目的室設置施設である旨を明らかにすること。
- たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報を記載した帳簿（許可通知書やその写しでも可）を備え、保存すること。



(施設イメージ図)



(標識の例)

⑩ 公衆喫煙所

施設屋内の全部の場所を専ら喫煙するための場所とし、広く一般に利用できるようになっている喫煙所です。

施設管理権原者の義務

- 公衆喫煙所外の屋内へのたばこの煙の流出防止措置（＝技術的基準）に適合させること。
流出防止措置の方法はACD(32～34ページ)の選択が可能です。
- 施設の主たる出入口に「喫煙を目的とする場所である旨」、「20歳未満の立入が禁止されている旨」を記載した標識を掲示すること。
- 公衆喫煙所内に20歳未満の人を立ち入らせないこと。



(標識の例)

3 旅客運送事業自動車等

- **バス、タクシー**（道路運送法による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車）
- **航空機**（航空法による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機）

規制内容

車内（機内）に喫煙場所を作ることはできません。

- **旅客鉄道**（鉄道事業法による鉄道事業者及び策道事業者並びに軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は機器）
- **旅客船舶**（海上運送法による船舶運航事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶）

規制内容

車内（船内）の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。なお、宿泊用の客室は規制の対象外です。

資料

札幌市のホームページでは、以下の情報をご覧ください。

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て条例)
【札幌市環境局事業廃棄物課】

違反者には、過料が科せられます。 NO!

罰則(過料) / Penalty
罰款1000日元 ¥1,000

1,000



禁止行為 Prohibited Acts / 禁止行为		
市内全域 Entire City 市内全域	たばこの吸い殻や空き缶等の ポイ捨て禁止 Littering Prohibited / 禁止乱扔废弃物	
制限区域内 Within the restricted area 制限区域内	公共の場所で 「歩きたばこ」等の禁止 Smoking while walking is prohibited 禁止“边走边吸烟”等	
努力義務 Obligatory Effort / 努力义务		
制限区域外 Outside the restricted area 制限区域外	公共の場所で 「歩きたばこ」等はやめましょう Help stop smoking while walking 请停止“边走边吸烟”	



札幌市ポイ捨て等防止条例

Sapporo Anti-Littering Ordinance / 札幌市关于禁止随地丢弃垃圾的条例
【問い合わせ先】札幌市環境局事業廃棄物課 TEL011-211-2927

喫煙制限区域

Restricted Smoking Area
限制吸烟区域



<http://www.city.sapporo.jp/seiso/poisute/index.html>

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

【厚生労働省】

改正健康増進法の施行に関するQ&A

【厚生労働省】

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/jigyousyamuke.html>

健康増進法における受動喫煙に係る違反行為の一覧 (2020年4月～)

No	違反の種類	義務の内容	義務の対象	条項	処分内容	過料
1	「喫煙器具、設備等の設置」の違反	特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所に喫煙をするための器具及び設備を設置してはならない。	管理権原者等	第30条第1項 第32条第1～3項 第76条第1号	勧告、公表、命令	50万円以下
2	「喫煙専用室等の構造・設備の技術的基準適合」の違反	喫煙専用(喫煙目的)室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用(喫煙目的)室の構造・設備が技術的基準に適合するように維持しなければならない。	管理権原者	第33条第4項 第34条第1～3項 第35条第5項 第36条第2～4項 第76条第1号	勧告、公表、命令	
3	「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」の違反	喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第28条第7号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。	管理権原者	第35条第4項 第36条第1、3、4項 第76条第1号	勧告、公表、命令	
4	「標識の掲示」の違反	第二種施設等(喫煙目的施設)の管理権原者は、喫煙専用(喫煙目的)室を設置し、当該場所に標識を掲示したときは、直ちに、当該施設等の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示しなければならない。	管理権原者	第33条第3項 第35条第3項 第76条第2号	—	
5	「標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等」の違反	何人も、特定施設等において喫煙専用室標識等又はそれに類似する標識を掲示してはならない。また、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他識別を困難にする行為をしてはならない。	全ての者	第37条第1、2項 附則第4条第1、2項 第76条第2号	—	
6	「喫煙禁止場所における喫煙」の違反	何人も、正当な理由がなく、喫煙禁止場所において喫煙してはならない。	全ての者	第29条第1、2項 第77条第1号	命令	30万円以下
7	「標識の除去」の違反	喫煙専用(喫煙目的)室設置施設等の管理権原者は、全ての喫煙専用(喫煙目的)室等を廃止したときは、直ちに、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示した標識を除去しなければならない。	管理権原者	第33条第6、7項 第35条第9、10項 第77条第2号	—	
8	「帳簿の未作成、虚偽記載、未保存」の違反	喫煙目的(喫煙可能)室設置施設の管理権原者は、帳簿を備え、当該施設の政令で定める要件に関し、省令で定める事項を記載し(省令で定めるものを備え)、これを保存しなければならない。	管理権原者	第35条第6項 第78条第1号 附則第2条第8項	—	20万円以下
9	「未報告、虚偽報告、検査拒否、虚偽答弁等」の違反	市長等からの求めに対して受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関する報告をすること。職員の立入、検査、質問に応じること。	管理権原者等	第38条第1項 第78条第2号 附則第2条第8項 附則第3条第6項	—	
10	「特定屋外喫煙場所の要件適合」の違反	特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の一部の場所のうち、管理権原者によって区画され、標識を掲示し、省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。	管理権原者	第28条第13号	—	
11	「喫煙禁止場所における喫煙」の違反	特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は退出を求めるよう努めなければならない。	管理権原者等	第30条第2項	—	
12	「20歳未満立入禁止」の違反	管理権原者等は、20歳未満の者を喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはならない。	管理権原者等	第33条第5項 第35条第7項 附則第2条第1項 附則第3条第1項	—	
13	「喫煙目的室設置施設等の営業に関する広告・宣伝」の違反	喫煙目的(喫煙可能)(指定たばこ専用喫煙)室設置施設の管理権原者等は、営業について広告・宣伝するときは、喫煙目的(喫煙可能)(指定たばこ専用喫煙)室設置施設である旨を明らかにしなければならない。	管理権原者等	第35条第8項 附則第2条第4項 附則第3条第2項	—	



受動喫煙対策推進マスコット
「けむいモン」

札幌市受動喫煙対策ハンドブック

令和2年(2020年)3月発行
令和2年(2020年)7月改訂

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7
TEL011-211-3513 FAX011-211-3521